

議員提出議案第 34 号

特別委員会の設置について

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 2 年 12 月 14 日

提出者 箕 底 用 一
賛成者 後上里 厚 司

石垣市議会
議長 平 良 秀 之 殿

理 由

相次ぐ石垣市職員不祥事の原因を究明し、執行当局の管理監督を調査するため。

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

石垣市職員不祥事における倫理規範及び服務に関する調査特別委員会

2. 特別委員会の任務

石垣市職員不祥事の原因を究明し、執行当局の管理監督を調査研究する。

3. 調査権限

本議会は、上記2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

調査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は10人とする。